

平成 21 年度 第 3 回北杜市障害者地域活動支援センター事業検討委員会会議録

- 1 開催日時 平成 21 年 10 月 6 日（火）
午後 1 時 33 分開会 ～ 午後 3 時 40 分閉会
- 2 開催場所 北杜市役所 3 階大会議室
- 3 出席委員 山田力三・三澤完広・須田晶子・三輪田利明・古屋克巳・仲田邦男・
北村多佳子・長田和也・小泉晃彦・藤森勇夫 10 名
- 4 欠席委員 坂本房恵・藤巻 努・榊原明美・中村佳栄・浅川敏郎 5 名
- 5 出席職員 保健福祉部長 清水克己
障害福祉課長 浅川輝夫
障害福祉課 中山雅史 志村陽子 増山さゆり
- 6 議 題 (1) 第 2 回障害者地域活動支援センター事業検討委員会会議録の確認について
(2) 地域活動支援センター施設の事業等について
(3) 次回検討委員会について
(4) その他
- 7 公開・非公開の別 公 開
- 8 傍聴人数 0 人
- 9 署 名
署名委員 仲田邦男

署名委員 北村多佳子

1 開 会（副会長）

2 会長あいさつ（会 長）

3 議事（北杜市障害者地域活動支援センター事業検討委員会設置要綱第6条の規定により、会長が議長となる。）

（議 長）第2回障害者地域活動支援センター事業検討委員会会議録について、事前に事務局から送付していただいたが、付け加えるとか修正等がありましたらお願いします。

（事務局）会議録を開催通知と一緒に送付し、確認をお願いしてありますが、記載内容の訂正やニュアンスの違いがありましたら申し出をお願いします。なければ、これで決定してホームページへ公表したいと思います。

（委 員）中味については問題ありませんが、他の委員会の委員もしており、他の委員会では会議録に委員の名前を出していません。委員で良いのではと思いますが。

（事務局）委員の皆さんに確認してもらうものは、個人名を出していますが、公表するものについては、発言者の氏名はなく、委員となっています。

（委 員）了解しました。

（議 長）他になければ次に進みたいと思います。事務局からの提案で、2番目にその他の「政権交代による障害者自立支援法の廃止の情報等について」を先に説明したいということです。

（事務局）順番が後先になりますが、検討を始めてから8月末に選挙があり、政権交代が行われ、自立支援法の廃止等が言われています。地域活動支援センターも障害福祉計画も同法に基づいているものであり、その法律の廃止が決定しているので心配しています。応益負担から応能負担に戻すことや新制度への移行には一定の時間がかかるとの内容で、負担軽減策は先行して行うとのことですが、具体的な内容は見えません。国は自立支援法を廃止することなので、国の動向も見ながら地域活動支援センターについて進めて行きたいと考えています。

（P4、P5の内容説明）また、3ページに広報ほくと10月号に、この委員会の活動が始まったことや委員名簿を掲載したので資料に付けました。

（議 長）何か皆さんの方からありますか。自立支援法の廃止について事業所でこんな対応をしているとかがあれば…。具体的に法律の内容が動き出していないので何とも言えないと思いますが…。

（委 員）相談支援の研修が今週あります。専門官が情報を持ってきてくれると思います。年内くらいには段取りが分るかもしれないので聞いてみたいと思います。

（事務局）内容等が分りましたら是非教えてもらいたいと思います。

（委 員）この前の会議に欠席したので、会議録の内容を読ませてもらいましたが、色々な施設の相談の仕方があると勉強させてもらいました。施設を造るには幅広い障害を持った人達が総括的に利用できる施設にしてもらえるのか、規模としてはどんな計画をしているのか、折角施設を造るのだから色々な障害を持った人が総合的に有効に使える

ものにしてもらえればありがたいと思います。

(議長) 自立支援法の廃止について、何か御意見があればお願いします。

(委員) 国の意向に従わなければならないと思います。廃止によって一から出直さなければいけないと思います。

(議長) まだ法律の骨子もできていないので、現状どおり前へ進めることでよろしいでしょうか。

(委員) 計画を見直さなければならないと思います。

(議長) 自立支援法は、見直しでは全政党が一致しています。障害者として一番の問題は、利用料の一割負担であると思います。私達も現場としてそれぞれの立場で声を出して行って、それが新しい法律になると思います。

(委員) そうなると今は時期尚早ではないかと思います。まだはっきり国の方針が出ず、はっきりとしないものを検討しても無駄な気がします。

(部長) 今の発言も一つの御意見だと思いますが、課内でもその話をして、政権が変わって法律が廃止になっても基本的に変わる部分は個人の負担の部分が主になるのではと思っています。法律で変わることもあり、新しい制度が確立してからの方が良いのですが、三障害の人達が集まる場所を設けることを前提に検討していけば、そんなに違った方向の検討にはならないと思います。予定では建設は平成23年度なので、多少期間もあるので、骨格や方向性だけ決めていただければ修正もきくと思います。

(委員) 福祉制度の変遷を見ると現状に基づいて改正をしていくのが前提になるので、たぶん、作業所が地域活動支援センターになったように、名前は変わっても仕組みはそんなに大きく変わらないと思います。今の中でできることを、こんなようなものを用いることで進めて行って、実際の法律制定には2年程かかるので、今を基準に進めることで良いのではないかと思います。

(委員) 地域活動支援センターは、市町村の事業としてとらえられていますが、法律が変わって義務でなくなったからやめますよというような極端な変更があると心配です。

(委員) 部長さんと同じ考えですが、最初の会議を欠席しましたが、資料を見ると2型で考えることになっていて、平成21年度は、こういう会議を持ちながら施設の研修をして、平成22年度に実施設計をし、平成23年度に建設をして、平成24年度に開所をすると決まっていると思います。制度の変更もありますが、それをベースにしていけないと、何でこの委員会が立ち上がったのかということになります。

(議長) そういうことで進めたいと思います。それでは、地域活動支援センター施設の事業等について、前回の具体策ということで進めていきたいと思います。

(事務局) 前回の会議録から似たような内容のものをまとめて箇条書きにし、検討しやすいように番号を付けました。具体的な内容もありますが、具体的でないものもあるので検討していただき、活動支援センターの施設や設備等に反映できるようにしていただければと思います。意見の中で、活動支援センターに各事業者からの人の持ち寄りのことが多く出ていますので、そのことも含め、施設の内容等とからめて具体的に検討ができればと思います。

(議長) 項目的にするか分けて検討するか…。相談支援事業をどう進めるのか、いくつかの

項目があるので、御意見を具体的に出して欲しいと思います。

- (委員) 障害者が施設に入所したり、通所したりしていますが、伺いたいのは、一番相談支援が必要なのは在宅の人で閉じこもっている人だと思います。そういう人が何人いるかということが分れば規模とか造る場所が分りやすくなると思いますので、分る範囲で良いのでお願いしたいと思います。
- (議長) 三障害の全体数は出ていますが、地域的なものは具体的になっていないので、次回までに資料ができるでしょうか。
- (委員) 閉じこもりの人を何とか連れ出して施設にという初歩的な建物になると思います。通所する手前の人への支援が必要だと思いますので、そういう人の概ねの状況が分ればと思います。
- (事務局) 正確には分りませんが、精神の方については、在宅で通所一步手前の人を市のデイケア事業を行っており、20人位います。それ以外で連れ出さなければならない人は、保健師が相談等を受けている中で、できる範囲で資料にしたいと思います。
- (委員) できれば民生委員さんに聞けば意外に分るかもしれません。
- (委員) 5万人位の人口規模で療育手帳を持っている人が200人程いるのではないかと思います。精神の手帳を持っている人も同じくらいだと思います。発達障害の人も一定数います。在宅の人もいますが、福祉サービスを利用しながら、学校へ行きながら、就職をしながらであっても何かあったときに相談できるように、ある程度のキャパは相談の仕事の中にあるだろうと思います。自立支援法の中での市町村での3障害の相談支援事業だけだとなさけないので、あけぼのにも療育事業があったり、就職する人のための就労支援センターがあって、地域でも精神保健の担当者が動いています。その中で市の相談支援事業の委託をした場合は、委託を受けた人と民間で就労支援センター等の委託を受けている人達が、一つの地域活動支援センターに入って、例えば甲州市では4万人位の人口だと思いますが、県の委託を受けた就労支援員が3人、市の相談員が3人いて、一般の相談と行政の申請手続まではそこで対応していると思います。市でどのくらい相談支援事業をそこでやろうかということや地域で色々な相談の委託を受けている人達が、どのくらいそこに集まるかで対応できる範囲が決まってくると思います。委託を受けている人達が地域に場所ができたから自分の事業所でやっていることを、経費は経費で出ているので、それを持って行くことは難しいことではなく、相談の仕事は人の配置なので、後は車とか事務処理くらいで成り立っているので話し合っていけばできます。どのくらいのことを対応するのは、前回の話合いの中でいくつか出ていますので、子供から大人まで3障害の人が、相談ができるようにするには、いくつかの事業所の人達が通ってもらった方が、窓口が一本化になって使いやすいと思います。相談支援事業で3障害の人の就職から何から何まで対応するよりは、いくつかの相談の仕事が地域におりているので、市の相談支援事業を中心に就労支援等の他の事業の人達にも入ってもらえば良いと思います。
- (委員) 基本的には、各事業所で行っている相談支援を活動支援センターができればそこで事務所の仕事をすると良いと思います。障害は老人に比べて制度が遅れていて、老人はケアマネが資格をもってやっていますが、障害は事業所ごとのレベルの

考え方で行っているのです、事業者が集まって同じレベルで行えば良いと思います。精神に障害のある人は、色々な状況で手帳を持たない人もいて、閉じこもりはそういう人が多いので把握をしていただければありがたいと思います。

(議長) 相談支援には色々な内容がありますが、今、出された点はそういう方向で進めて、その他の移動支援とか、医療、教育、福祉を含む相談窓口も一本で対応することが良いと思います。

(事務局) 前回の会議では、活動支援センターへの各事業者からの人の持ち寄りの意見が多くあり、具体的にどういうことか分かりませんでした。県から委託を受けた就労支援センターの相談員とかが、事業所でなくて、例えば週何回か活動支援センターに集まって支援を行うということですね。

(委員) そうです。甲州市も同じようなことをしていて、共同で事業をして、効率が良く、打合せもしやすいし、相談者も連絡をすることで関係者と繋がりやすいと思います。活動支援センターに移転できる事業と地域療育事業のようにそこを拠点施設と定めてあるので移転は無理なものもありますが、連携はしやすくなると思います。

(議長) 今、相談支援事業をやっているところはどこですか。

(事務局) 市では、障害福祉課の保健師等 3 名が相談支援の窓口となり、電話の相談や訪問指導、相談支援を行っています。葦崎市は事業者に委託しているようですが、市では県の委託を受けている就労支援の事業所等と連携を取りながら障害福祉課を拠点に実施しています。

(委員) 地域活動支援センターの事業ですが、これについては既に事業をやっているところもあるのですか。今からの場合は、施設を造らなければならないので、政権が交代し、法律が変わることによって、どのように補助金が変わるのか、そういったことがはっきりしないと、これをどんどん進める訳にはいかないと。今は難しい時期なので法律が変わって補助金等が分ってから検討する方が良いと思いますが。

(事務局) 政権が変わって、地域活動センターの検討をしていくには難しい時期になりました。地域活動支援センター事業は今までやっているのかとのことですが、平成 18 年から自立支援法が施行し、法の中では、この事業をやりなさいよということになっていて、平成 19 年度は市では、八峰会の 4 つの作業所に精神に障害のある方の地域活動支援センターを委託して実施していました。その作業所が就労支援事業所になってしまったので、平成 20 年度からは事業ができなくなっています。そこで家に閉じこもっている障害者の社会参加のため、明野、長坂、武川の 3 会場でデイケア事業を実施しています。地域活動支援センターの活動強化事業等については、多少の運営補助金はありましたが、建物についての補助金はありませんでした。法律が変わっても建物については、もともと補助はなかったので影響は受けませし、相談支援やその拠点づくりは必要なもので、法が変わって新たに補助制度ができればありがたいと思います。法律が変わって今ある補助もまったくなくなることも考えられますが、国の方向も見ながらですが、市としては障害者の拠点となり、相談支援ができる場所が必要だと思いますので、検討していきたいです。

(委員) 政権がどうなっても福祉は市町村の仕事だと思います。拠点となる施設を造るのだ

から制度が変わってからのということもありますが、制度が変わってからは、また向うに行くことになります。活動支援センターについては検討して、制度が変わったらそれに合わせることで、福祉は市町村の仕事という根本は変わらないので、中断せず皆さんで進めていったらと思います。

(議長) そういう前提で御理解ください。

(委員) 2型で立ち上げて24年度に開所することは、皆さん確認済みということでしょうか。

(部長) そうですね。議会等の答弁でも今の時点ではそうです。よほど状況が変わらない限りは、そういう日程で対外的には進んでいます。

(事務局) ただ、2型というのは障害者福祉計画を昨年度策定したとき計画されたことなので、総体的な計画はそうですが、2型、1型等はまたこれから検討していただく余地があります。

(委員) 相談支援の担当者が言っていたのは、定員が20人以上になったら1型なので、きがる館は職員4人位で、利用者が1日15人位で相談員が付いてやっていますが、その辺は利用する人との関係があり、1型に相談員の予算が付いています。

(議長) 通所の分は15人規模で、今、話が進んでいます、それについて御意見がありましたらお願いします。

(委員) 私のもらってある資料(北杜市障害福祉計画)では、平成21年度に視察や勉強会をして、平成22年度の計画では1日当たりの実利用人員を15人以上、職員を2人以上で2型を提案していて、これを根本的に崩す訳にはいかないと思うので15人規模で考えて、その中でプラスを考えることになっているので、医療的なこと等ができるのか話し合っていかななくてはいけないと思います。

(委員) 先程のデイケアの利用者20人位というのは、対象とするのはどの辺の人ですか。

(議長) デイケアは3ヶ所で精神の人を対象に実施しています。

(委員) 北杜市全体での実施だと思いましたが、今、実施しているところは、その地域内の人を対象に実施していると思うのですが、長坂、明野、武川の人達を対象にデイケアで話が進んでいるのですか。

(事務局) デイケアは実施している場所が3ヶ所というだけで、対象者は近くの会場に行っていただいています。長坂の会場へ小淵沢の人が参加したり、場所は、月曜日が長坂、火・木曜日が明野、水・金曜日が武川の会場で実施していますが、参加者の希望で近くの会場に、その町以外の人も自由に参加できます。

(議長) 相談支援については、福祉、教育、医療を含めてという意見が出ていて、これを全部というのは困難だと思いますが、これらについて市の考えがあればお願いします。医療等の要望としては、障害児の問題も含めて相談に乗れるということだと思いますが、どうでしょうか。

(事務局) 医療、教育という意見が出ましたので、かなり幅広いなと感じました。今は、相談支援は障害福祉課の保健師等を中心に取り組んでいるので、医療や教育等との連携について保健師から話をしてもらいたいと思います。

(保健師) 医療については、障害児はあけぼの福祉センターや国立甲府病院が拠点病院となっ

ていて、受診をしたり、理学療法等を受けたりしています。医療は医師の確保が困難で大変だと思いますが、市に障害児が多いので近くに医療があるのが理想です。地域に甲陽病院や塩川病院があるので、それを医療面とする等の連携を図ることが大切です。

(事務局) ここでいう医療というのは、活動支援センターへ医師を置くということではなく、今、現実にそういう医療の相談があった場合にどうしているかということです。医師を活動支援センターに置くのは困難なので、医療面、教育面の相談があったときは、こういう連携を取っているというものを活動支援センターで充実していけば良いと思いますが、現状をお願いします。

(保健師) 病院は、あけぼの福祉センター、国立甲府病院がメインになりますが、障害福祉課では障害の認定を受けた方を中心にした障害福祉サービスの支援がメインで、障害になるかどうかというときは、健康増進課の保健師が係わっています。課が離れているので連携を図りながら、障害のサービスを使うとなると病院のケースワーカーとも連携しています。手帳を取るまでは健康増進課の保健師が病院のケースワーカーと連携を取るとというのが今の現状です。親としてはどちらへ相談すれば良いのか、相談しにくいときもあります。

(事務局) 何かあったとき等は、県のあけぼの福祉センターと連携を取っていますよね。

(保健師) あけぼの福祉センターの療育コーディネーターの方もいるので、その方と障害福祉課と健康増進課の保健師が連携を取り、ケースバイケースで対応しています。

(委員) この前、医療、教育という話も出ましたが、地域活動支援センターも療育手帳や身体障害手帳を持っている、持っていないにかかわらず、たらい回しでなく、最初に障害があると分ったとき親は迷うと思うので、親のケアもしっかりしなくてはいけないし、適切な医療機関も紹介しなければいけない訳だから、そのための地域活動支援センターなので、きちっとしたラインでこういうときはここに相談したらこうなるということを明確にする必要があります。地域活動支援センターに医師を置くわけにはいかないなので、組織としてそういうことの連携をしていくことが大切だと思います。

(委員) 地域の関係機関と連携が取れるようなネットワークが必要です。そこへ行けばあらゆることに対応できるという状況になれば良いと思います。医療の窓口は甲陽病院なら甲陽病院と連携していて、受入れてもらえるような窓口づくりがあっても良いと思います。

(議長) 相談窓口は1つで解決できるようにとの意見があり、それを基本に地域活動支援センターから発信していくことが重要です。担当者が代わっても当事者への支援が変わらないようにとの意見が出ていますので、それも付け加えて一本化できたらと思います。

(委員) 話がそれるかもしれませんが、概要は今の話のとおり進んでいます。おかあさん方からどこへ建設するのか聞かれました。その辺の話が出ていないので、市としてはどのように考えていますか。

(議長) その他のところで話をしようと思ったのですが関連しているので、そもそも地域活動支援センターの話が出てきた出発点を説明してもらい、私達がどう対応していくか

論議したいと思います。

(事務局) 意見の中にも利便性を考えた場所での建設をというものがありますが、第1回の会議のあいさつの中で、場所は武川でという話があったと思います。経過としましては、合併前に武川保健センター前の道路の南側に武川村のときに確保した土地があります。武川支所の老朽化や手狭であるため、その場所に支所等を建て直したいという計画があったようです。合併後の平成18年7月頃に、地域住民のコミュニティ形成と行政の機能を備えた施設の整備について検討するため、武川地域プラザ検討委員会を立ち上げました。その後、詳しいことは分りませんが、支所の統廃合や財政面の問題等で平成22年度以降に検討していくようになったようです。障害の方でも先程説明しましたように、八峰会のサービス事業者への移行により平成20年度から地域活動支援センター事業ができないことが懸案事項でしたが、武川での話があったので、高根、長坂等の台上は、福祉施設等も多く、台下の武川、白州等には施設が少ないこともあり、そこに一緒に入ったら良いのではということになりました。武川の地域プラザの話が行政改革等の中で進んでいない状況もありますが、障害の施設の関係については、障害関係者で検討して、障害者の施設を含む複合施設にしていきたいというのが、昨年12月頃からの経過です。ここに場所の住宅地図がありますので、回して見ていただきたいと思います。障害の方としては、複合施設に入れてもらうということなので御理解をお願いします。

(委員) 移動支援をどうするか、きちっとしていけば良いと思います。

(事務局) 前に送迎の問題も考えて欲しいという意見も出ています。どこでやったとしても北杜市では、地域が広く公共交通の利便性が低いことから、送迎の問題は考えていく必要があると思います。

(委員) 交通の便が悪いので、足のある人は良いが、ない人は大変だと思います。

(事務局) 市のどこへ造っても車で移動しなければならないため、足の問題は考えていかなくてもなりません。

(委員) どこへ建てても送迎は一体のものだし、毎日同じ人が一週間来る施設ではないので、今日は長坂、明日は高根というように1週間を回していくと思います。そうすると送迎だけは確保しておく必要があります。

(議長) 武川町(場所)の問題について御意見があれば出してください。

(委員) 前の会議で葦崎を含んでという言葉が出ています。そうすると葦崎との境だから良い場所だと思います。

(事務局) 先日、峡北自立支援協議会の連絡調整会議があり、会長も出席し、北杜市でも地域活動支援センター事業の検討委員会ができたことや利用の負担はありますが、葦崎でも相互利用はできますし、県の事業を取り入れて広域的な利用も考えていきたいことを話してくれています。

(委員) 武川の場所は、市にすれば道路工事の業者が使う程度で、5,000坪からの土地を遊ばせておくのはもったいないので、施設を造ってもらえればありがたいと思います。合併のときにも何か施設をということで合併しているので、それを含んで検討して欲しいと思います。

- (委員) 建てていただくことはありがたいですが、前々からのそういうものを引きずって、そこでなければならぬ前提で動くのはいかがなものでしょうか。市の核となる施設であれば、もう少し利便性を考えて、当然足は必要ですが、広大な土地だと大きな施設を考えるので、その辺もどうかと思います。
- (部長) 場所の問題については、単体で進むというのは難しい部分があり、合併前の話で、地域でそういうものが必要という意見が出ていましたので、それに相乗りして造ったら良いということになりました。補助金もない中で建設を考えると武川にそういう予定をしているのは、現実味が増し、建設しやすいので武川という話が出てきました。最初から単体で武川に決めたということではなく、これをスムーズに進めるには、一緒に考えることが早く進むのではないかと思いますので御理解をお願いします。
- (議長) 利便性を考えれば中心に造ってとなりますが、私達は集まる場所があれば良いので、市の遊休施設を貸していただき、新しい建物よりはそういう所を考えていました。
- (部長) 3障害の人が一緒に活動できる施設を造りたいということで、会長の言われるように空いている施設も他にもあるのではという意見も分るのですが、それはそれを目的に造った訳ではないので、最初から3障害の方を対象に考えれば、より施設も使いやすいものになるという発想もあります。新たに造れば、私にも分かりませんが、既存の施設を利用するよりは間取りもそれなりに作れます。利便性が良いようにこの検討をしていただいております、こういう施設の建設も厳しい状況の中で、地域活動支援センターを造るところまで来たのでよろしくをお願いします。
- (委員) 施設を建てる時は、利用する人が中心で、その意見とかニーズを聞いて建てるのか、それとも場所はここだよと建てるのか、その辺のプロセスが良く分からないので教えてもらえればと思います。私達にしてみれば、利用する当事者とか保護者とかの話合いがあっても良いのではと思います。
- (事務局) そういうことは必要だと思いますが、新たに土地を取得するのは経費のこともありますし、利用者の利便性ということもありますが、台下にも施設が少ないということもあって、総合的に考えてということですね。決して話を聞かないわけではなく、場所の確保は財政も厳しい中では、会長も言われたように場所のこともありますが、そういう施設ができればありがたいということもあります。
- (委員) それはその通りで感謝しています。
- (委員) 期限ですが、国の関係からして、平成24年度に開所することが大前提ですよ。
- (事務局) 計画はそうですが、計画のとおりしなければならないということではありません。
- (委員) それのからみがあって、実質公債費比率が下がってやっと18.何%という財政状況なので、新たにお金をかけて障害福祉のためだからと言っても、財政面を考えると発言がしにくくなります。国からの指導もあるから建設の話が出ているのですよね。
- (事務局) 建設をなささいということではなく、事業をなささいということですね。
- (委員) 委託でも良いから事業をなささいということですよ。今の財政状況では、妥協をせざるを得ないし、もっと先送りにしても良いのかという時間の問題も出てきます。
- (委員) どういう内容でやるのが良いのか、財政の厳しいときに多額のお金を使って造るべきなのか、それとももっとお母さん達の意見を聞いて、こういう内容が充実してい

れば、こういうところでやっても良いですよというのが見えてくるかもしれません。そういう意味合いでも、本当に困っているお母さんとか当事者と膝を交えて話し合うことで1つの方向性が見えてくると思います。

(委員) 葦崎市と合併するという話がありますが。

(事務局) それは今のところ具体的な話ではなく、今後そういう話も出てくるかもしれませんが、今は計画がありません。

(事務局) 先程、確認のありました平成24年度に開所を目指す計画ですが、例えば平成22年度に設計して、平成23年度に建設しようとしたら、法律が変わって平成25年度に補助金が付きそうだという状況の変化があれば、平成23年度にあわてて造らなくて、先送りして補助金が付いてからということがあるかもしれません。あまり先走ってはいけないので、着実に進めなくてはならないというバランスも必要です。保護者や当事者と膝を交えてという話もありますが、検討委員会も立ち上がったばかりなので検討や施設の見学等もしながら、お母さん方の意見も委員会へ持って来ていただいたり、そういう機会も必要だと思います。

私達の立場から言うと、市の考えもありますので、もっと経費がかからないように、ここにこんな施設があるのでそこを利用すればとか、例えば保育園が空いてくるので時期がずれてもそういう所を活用すれば、土地もあるし、経費もかからず、利便性も高いというこの委員会での意見がまとまれば、それを提言していただければと思います。私達(事務局)では、結論は出せない部分もありますので御理解をいただきたいと思います。

(委員) 場所の問題になると、A町とかB町とか問題になるので、どんな内容にするか決まってから、後で場所の問題を検討すれば良いと思います。

(委員) 色々な意見が出ていますが、どこへ造るかよりも施設を造ることが大事なので、場所の問題は後にして、施設を造ることに重点を置いて進めてもらいたいと思います。

(議長) 場所については、このくらいの論議にして、次に進みたいと思います。以前、情報処理室、厨房、談話室等について必要ではないかと出ています。これは問題がないと思いますが、施設の大きさ等に影響してきます。

(事務局) 色々な項目が出ていますが、食堂・喫茶とか事業所の販売コーナーを設けてとかについては、施設の規模を考えるのに必要なもので、今回と次回くらいで検討できればと思います。施設や設備等が出てくるとイメージが湧きやすいと思うので、県の委託事業を持ち寄ってというソフト的なものもありますが、施設・設備についても具体的な御意見をお願いします。

(委員) 娯楽室があったら良いと思います。畳の部屋で休憩室等と布団があって横になれるような部屋です。

(委員) 2型でいくには、入浴サービスが必要と書いてあります。

(事務局) これについては、自立支援法が廃止されるとどうなるか分らないと思います。

(委員) 小さな子供が利用できるようにシャワー室くらいは欲しいと思います。

(委員) どこか参考になる施設を見に行った方が良いと思います。

(委員) 色々こういうものが良いという意見が出ていますが、実現可能な範囲が絞られて

いません。このサービスは絶対はずせないというもの、例えばショートステイの話がありますが、それには宿泊場所や風呂が必要になります。一番必要なものから固めていかないとけません。

(委員) 地域活動支援センターの事業そのものが20坪くらいのスペースで休憩室や談話室等があって、広さ的には基本があってどこもそんなようなものだと思います。地域活動支援センターの基本的スペースに相談支援事業の相談室や交流スペースとしてホールのようなものや展示室等や、もう少し事業を盛り上げようとなればショートステイやボランティアの活動する場所が欲しいよということになります。基になる事業が相談支援事業と地域活動支援センター事業があって、これを設けてくださいという基本があります。併用できるものはするし、事業をしようとするれば足すものは足すことで良いと思います。

(議長) ショートステイや一時的に預かってケアするものが組み込めるかどうかだと思います。

(事務局) 具体的に良く分らないのですが、ショートステイをするには、24時間、誰かが付いていなくてはいけない訳ですよ。受け入れの施設もいるが、職員も必要ですよ。

(委員) まず実施する事業を固めて、そのために事業ができなければ、福祉施設の横に建てるのも1つの案になると思います。

(事務局) ショートステイをするには、許可も必要だと思います。

(委員) 事業を固める必要があるが、どれくらいの対象者があるのか、人数の把握ができるでしょうか。

(委員) 結局、在宅者で作業就労もできないし、通所施設にも行けない人達で、機能訓練や生活介護等が中心になります。デイサービスの的な内容になると日中一時預かりとは別で常時になるので、そうではなくて在宅の人達を掘り起こして、困っている人達の行ける施設であると思います。

(委員) 相談支援事業で、緊急性が高くて他の施設に行けなくて、でも今日にもここで確保しないと危ないという人が来るとします。どこにも対応ができないので困りますとなるのであれば、そういう宿泊施設まで考えるのか、それともそこまで組み込まないか…。

(事務局) 今話に出ているショートステイとはそういったことですか。普通の短期入所は事業所がやっているの、そちらへ紹介しますが、緊急のものをやるかやらないか、それによって施設も設備も人員配置も変わってきます。

(委員) ただ、現に1件、2件のためにそこまで必要かどうかということもあります。

(事務局) ハヶ岳名水会に委託している24時間対応もありますが、例えば、それはそのままの委託で、地域活動支援センターで実施しなくても良いですよ。

(委員) そういう事業がくっついて職員が配置されるのであれば良いですが、ただ、待機のために職員が1~2人、男性のときは男性、女性のときは女性がいなくてはならないのは、行政改革から難しいと思います。

(委員) 前回の話の中に、居住サポート事業の必要性が出てきていてという話があり、既

存の相談支援事業にくっつけて運営を検討するところが多いようなのですが、この事業は、障害のある単身や家族で暮らしている人達が何かあったときに、相談員が何人が動けるような事業をして、困ったときの対応をするものです。

(事務局)それは先程の話のように、相談に来たが緊急性があっても、どこへも行けず、今夜1晩だけ見るというものには該当しませんよね。

(委員)精神の支援センターの中にショートステイの場所を作っているところもあります。いくつかの既存の事業とくっつけて、1次対応くらいはするかということだと思います。現状でいえば泊るサービスがショートステイで日中対応するのが日中一時支援ですが、その辺まで踏み込んでスペースを造っておくのかということだと思います。

(委員)三障害が一緒の中で、娯楽室とか一緒になるのですか。

(委員)活動支援センターは、作業ばかりではないので、どこのセンターもテレビや休憩室があったり、料理を作ったりしています。

(委員)今の意見は、三障害の人が一緒にどこで集うのかを心配していて、精神の人達が周りでガタガタしてとか、そんなことを気にしているのだと思います。

(委員)部屋のスペースが切れた方が良いですかね。地域活動支援センターは、どんな障害の方を対象にでも事業はできると思います。あんまりにぎやかな人達と静かな人達が一緒になるのが大変だとすれば、スペースを分けた方が良いということですよ。

(事務局)相談支援事業は、窓口の一本化をして3障害の方を対象にしますが、創作活動等の地域活動支援センターの事業は、開所当初から3障害を対象とするか、精神の方を中心に考えるかによっても状況が変わるので検討する必要があります。

(委員)タバコを吸いたい人もいますが、外で吸って中では吸わせないようにした方が良いです。

(議長)だいたい話が出されて、24時間のケアについては規模によっても違うと思いますが、今考えている規模では、泊りまでは無理かなと思います。

(委員)地域活動支援センターのスタッフが2~3人で2型をやるには、3障害を対象は内容的にも配置的にもとても無理で、2~3人で20人近い3障害の人の色々な活動をするのは難しいと思います。精神の方は、地域活動支援センターで有効な活動ができますが、他の人達が昼間集まったりするところは、別に考えた方が良いのではと思います。

(委員)基本的に1週間に5日開所するとして、市全体ですから、例えば月曜日は、A地区、B地区とかして、相談支援は会場が一緒が良いが、後の活動については、地区ごとに運営をしたらどうかと思います。

(委員)きがる館は、地域活動支援センターと相談支援を行っていますが、毎日来るのは15人位で、登録している人は、50人位とのことです。

(委員)ですから、送迎をしますので、緊急の人は除いて概ね月、火、水とそれぞれに来る人を固定するつもりでいたのですが...

(委員)その辺はオープンにしてあると思います。

(委員)自由に来られるとなると、送迎も今日は長坂、明日は高根ということではなくて、毎日市全体を回るのは、半日かかってしまいます。そういう運営も検討する必要がありますが

あります。

- (委員) 地域活動支援センターは、オープンにされていて、一定の送迎もしていますが、一部の精神の人は自分で車やバイクを運転する人もいます。場所はオープンにしておいて、料理をしたり色々な事業をして、本人達の活動もしていく、月曜日にオープンして、送迎を組んだり、内部の人もいると思うので…。
- (委員) 月曜日は精神の人が来たり、火曜日は違う人達が来たりして運営していくのはどうでしょうか。
- (委員) その方が良いかもしれませんが。そうしないと精神の人が14～15人も来て、他の人が1人だったら一緒にするのは難しいので、地域を分けたり、障害を分けたりしてやるのが良いが、そうなると一緒にの意味がなくなります。
- (議長) 今考えているのは、3障害の中の精神だけをデイケアの通所の対象として、それ以外については、色々検討していくことで受け入れたいと思います。
- (委員) 13番の意見に、各事業者にないところを支援センターが補っていくように進めるとなっています。
- (事務局) 甲府の地域活動支援センターを見た感じでは、障害の内容とか、地域の区別はなく、登録している人が交通の便は良いので、自由に来て自由に帰っているという感じです。
- (委員) 基本はオープンだと思いますが、それだと指導するのが難しいので、北杜方式で地域を決めておいてその人を送迎することが良いのかなと思います。通常毎日通う人はそういう施設へ行けば良いことで、この地域活動支援センターは毎日来る人でなくて、その一歩手前の人で将来そういう施設へ移行する人ですから、地域を決めて車で送迎して来やすくすることで良いと思います。
- (委員) 例えば、聴覚障害の人が料理教室をやりたいという場合に、断る訳にはいかないと思います。聴覚障害の人は、運転免許も持っていて車で来られるわけだから、本当に絞っても良いと思います。
- (委員) 地域活動支援センターの守備範囲は、精神とか引きこもりの人達を中心にして、来やすいための拠点というイメージだと思います。普段通所で仕事をしている人達がそこで仲間と和んだり、食事を作ったりで来られる人もいます。だから、地域活動支援センターの受け入れられるキャパはそんなに広くないだろうと思います。予算的にも600万円位の運営費でやる事業なので、あまり色々な事業はできないので、他にやりたいものは別の予算で別に企画して、聴覚障害者の集まりをすとかは、働いている人達の休日の交流会を日曜日に開催するのに、地域活動支援センターの場所を使って交流ができるように企画するとかだと思います。もし何か緊急のことがあった場合に預かったりするのには、別の事業で予算と人員を別に配置しないと、地域活動支援センターに色々なことを全部持ち込むと収拾がつかなくなると思います。
- (委員) 基本的には、相談支援は3障害が対象で、地域活動支援センターは精神の人を中心で行い、そのかわり土曜、日曜とか週1回とかは、今言った交流会とかを別の事業でやるというシステムだと思います。
- (委員) 地域の障害のある人が集まったりする拠点であれば、料理教室をやるから集まっ

てもらって、別にやるのが良いと思います。

(議長) イメージ的にはそんな方向で進めて行くということですね。全体のメニューについては、地域活動支援センターとは別メニューで対応するように検討していきたいと思います。

(委員) 他の地域活動支援センターでいくつかの事業をやっているセンターだと、委託を受けた法人がショートステイをするときに、自分の施設のスペースを使ってやっています。例えば、八峰会に委託をするということで事業のベースを設けておいて、何か事業をするのであればデパートのテナントのように、日中の預かりは事業所にやってもらうとかの方法もあります。

(委員) 退院した人達が閉じこもってしまったら、そういう人達を連れ出したら良いと思います。

(議長) そういう人達が遊んだりしながら、段々社会の中へ入って行けるような活動をするのが基本だと思いますので、それを考えていきたいと思います。

時間も経過したので、これだけはということがありましたら出してください。

(委員) 年度内で良いので、県内にも何ヶ所か地域活動支援センターがあるようなので、そういうところを見せてもらって勉強会をお願いしたいと思います。

(委員) どこまでにどのくらいのところまで話し合うのか、タイムテーブルを教えてください。

(事務局) タイムテーブルは、最初にもお話ししましたが、今話のあった研修も年度内に実施したいと思っており、事務的な関係で予算もあるので、施設設備もどんなものが必要か、できれば次回くらいまでにとっています。ソフト的な事業の部分は後にしても、相談室がいるとか、食堂がいるとかも基本的な部分を拾ってもらい設計の予算へも反映させたいと思っています。前回の項目で上げた内容が具体的に検討されたものもありますが、年度末までにだいたいこんなようにという提言を、場所も含めてまとめていただければと思います。任期は1年間で再任もありますが、国の自立支援法廃止の方向もあるので、1回目の中間取りまとめを年度末までに出してもらえればと思います。その後、国の動向を見て細かい部分も検討していただきたいと思います。

(委員) 建物等を見ないとイメージが湧きません。施設の平面図があっても、百聞は一見にしかずで、話の中だけでは何回やっても今日の話と同じになってしまいます。大変だと思いますが、案内してもらい、その中で話し合いをしたいと思います。

(議長) 施設を1回見て、その帰りに話し合いができればと思います。次回は会議というよりは、見に行くということをお願いします。

(事務局) それでは、日とか相手もあることなので、11月中とかで県内の先進地等を検討させていただくことでよろしいでしょうか。私達も甲府市の地域活動支援センターを委託されたところを1回見たので、何となくイメージが湧いたという状況です。

(委員) 自分の車で行っても良いし、相乗りでもかまいません。

(事務局) 車は手配したいと思います。

(委員) 長野県は進んでいると聞いていますので、もし希望があれば2ヶ所に分けて行くのも両方の良いところを見られて良いと思います。

(委員) 地域活動支援センターの1型をやって、相談支援をしているところは山梨にもありますが、3障害を対象にしたグローバルなものは、相談支援がくっついたものはありますがモデルとなるようなものはありません。どんなものを目指すのか、内容的に地域活動支援センター事業と相談支援を3障害とするのか、それとももう少し3障害の事業をセンターでするのか…。

(委員) 場所は、事務局も入ってもらって2ヶ所でも可能かどうか等、お任せしますのでお願いします。

(事務局) そうすると、次回の日程は今決められませんので…。

(委員) 11月の上旬ははずしていただきたい。

(事務局) 11月の中旬ころを目途に、日はここで決められませんので、県内か県外は別として少なくとも1ヶ所は、市の状況にあったものを相談して連絡しますので、是非御参加をお願いします。

(議長) 以上で議事を終了します。

4 閉会のことば (副会長)

午後3時40分終了